

◎新潟県告示第213号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和元年7月5日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共水準測量（2級）
- 2 作業期間 令和元年6月7日から令和2年2月28日まで
- 3 作業地域 新潟港（東港地区、西港地区）及び周辺、新潟空港、新潟西海岸等